

<b>資料 1</b>	令和3年度 第2回 高知県国保運営協議会
	令和4年2月21日（月）

# 会長及び会長職務代行者の選出について

高知県  
健康政策部 国民健康保険課

余白

# 議題1 会長及び会長職務代行者の選出について

## ①国民健康保険法抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

## ②国民健康保険法施行令抜粋

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ③高知県国民健康保険法施行条例抜粋

### 第2章 高知県国民健康保険運営協議会

(設置)

第3条 法第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、同条第1項の規定により、高知県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員ごとに当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 施行令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。